

横須賀市報

号外第5号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条例

- ◇政策評価委員会条例の一部改正…………… 2
- ◇指定管理者選考委員会等条例の一部改正…………… 3
- ◇横須賀産業ビジョン推進委員会条例廃止…………… //
- ◇職員定数条例の一部改正…………… //
- ◇職員の育児休業等に関する条例の一部改正…………… //
- ◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正…………… //
- ◇コミュニティセンター条例の一部改正…………… //
- ◇手数料条例の一部改正…………… 6
- ◇産業交流プラザ条例の一部改正…………… //
- ◇勤労福祉会館条例の一部改正…………… //
- ◇青少年の家条例の一部改正…………… 7

- ◇総合福祉会館条例の一部改正…………… //
- ◇老人デイサービスセンター条例の一部改正…………… 8
- ◇老人福祉センター条例の一部改正…………… //
- ◇横須賀市国民健康保険条例の一部改正…………… //
- ◇体育会館条例の一部改正…………… //
- ◇保健所条例等の一部改正…………… 14
- ◇自転車等の放置防止に関する条例の一部改正…………… //
- ◇都市公園条例の一部改正…………… 15
- ◇有料広場条例の一部改正…………… 17
- ◇横須賀港港湾施設使用条例の一部改正…………… //
- ◇横須賀市漁港管理条例の一部改正…………… //
- ◇横須賀市屋外広告物条例の一部改正…………… 18
- ◇消防団条例の一部改正…………… 21
- ◇消防団員等公務災害補償条例の一部改正…………… 22
- ◇生涯学習センター条例の一部改正…………… //

本号で公布された条例のあらまし

◇政策評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 横須賀市政策評価委員会を基本構想及び基本計画の実現に向けた取組みの推進及び評価並びに行財政改革に関する諮問に応ずる附属機関とし、名称を横須賀市政策推進・行政評価委員会に改める。
- 施行期日 令和4年4月1日
- 行政改革推進委員会条例は、廃止する。

◇指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 池上コミュニティセンターの指定管理者の審査を行うため、池上コミュニティセンター指定管理者審査委員会を附属機関として設置する。
- 施行期日 令和4年4月1日

◇横須賀産業ビジョン推進委員会条例を廃止する条例（条例第6号）

- 横須賀産業ビジョン推進委員会を廃止する。
- 施行期日 令和4年4月1日

◇職員定数条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 執行体制の見直し、事業等の終了などに伴い、職員の定数について、市長の事務部局の職員1人、上下水道局の職員4人、教育委員会の事務部局及び学校等の職員17人、選挙管理委員会の事務部局の職員2人、監査委員の事務部局の職員1人、消防職員1人を減らす。
- 施行期日 令和4年4月1日

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 人事院規則等の改正に準じて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和する。
- 施行期日 令和4年4月1日

◇横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 本市一般職員の期末手当の改定に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改める。
- 施行期日 令和4年4月1日

◇コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 池上コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる。
- 令和6年度以降の池上コミュニティセンターの指定管理者は、公募する。
- 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 施行期日 規則で定める日

◇手数料条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 日常生活系一般廃棄物収集等手数料を改める。
- 施行期日 令和4年10月1日

◇産業交流プラザ条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 施行期日 令和4年10月1日

◇勤労福祉会館条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 施行期日 令和4年10月1日

◇青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 池上青少年の家及び武山青少年の家を廃止する。
- 2 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 3 施行期日 令和4年10月1日
- 総合福祉会館条例の一部を改正する条例（条例第15号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（条例第16号）
- 1 栗田老人デイサービスセンターを廃止する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日
- 老人福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第17号）
- 1 池上老人福祉センターを廃止する。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第18号）
- 1 国民健康保険法の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日
- 体育会館条例の一部を改正する条例（条例第19号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 保健所条例等の一部を改正する条例（条例第20号）
- 1 市町村保健センターとして健診センターを設け、健康診査等を行う。
- 2 保健所の健康診査等の使用料の規定を廃止する。
- 3 施行期日 令和4年4月1日
- 自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第22号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 有料広場条例の一部を改正する条例（条例第23号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 横須賀港港湾施設使用条例の一部を改正する条例（条例第24号）
- 1 計量機の使用料を設ける。
- 2 施行期日 令和4年7月1日
- 横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第25号）
- 1 船舶保管施設の使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日
- 横須賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第26号）
- 1 広告物等の位置等の基準を次のとおり改める。
 - (1) プロジェクションマッピングの規定を設ける。
 - (2) 壁面広告及び電車、自動車等の外面の広告基準を変更する。
- 2 管理義務の規定を改める。
- 3 施行期日 令和4年4月1日
- 消防団条例の一部を改正する条例（条例第27号）
- 1 消防団員の出勤に係る報酬を支給する。
- 2 年額報酬を改定する。
- 3 施行期日 令和4年4月1日
- 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（条例第28号）
- 1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、公務災害補償を受ける権利を担保に供する場合の特例の規定を廃止する。
- 2 施行期日 令和4年4月1日
- 生涯学習センター条例の一部を改正する条例（条例第29号）
- 1 使用料を改め、市内・市外の区分を設ける。
- 2 施行期日 令和4年10月1日

条 例

政策評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第4号

政策評価委員会条例の一部を改正する条例
 政策評価委員会条例（平成27年横須賀市条例第73号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

政策推進・行政評価委員会条例

第1条中「基本計画において重点的かつ優先的に実行する取組及び総合戦略の評価」を「基本構想及び基本計画の実現に向けた取組みの推進及び評価並びに行財政改革」に、「横須賀市政策評価委員会」を「横須賀市政策推進・行政評価委員会」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 行政改革推進委員会条例（平成24年横須賀市条例第8号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の政策評価委員会条例第1条に

規定する横須賀市政政策評価委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、施行日にこの条例による改正後の政策推進・行政評価委員会条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。
4 前項の規定により委嘱されたものとみなされる横須賀市政政策推進・行政評価委員会の委員の任期は、新条例第2条第3項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第5号

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例（平成25年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中第30項を第31項とし、第4項から第29項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 池上コミュニティセンター指定管理者審査委員会

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀産業ビジョン推進委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第6号

横須賀産業ビジョン推進委員会条例を廃止する条例

横須賀産業ビジョン推進委員会条例（平成25年横須賀市条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第7号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,102」を「2,101」に、「322」を「318」に、「476」を「459」に、「11」を「9」に、「10」を「9」に、「499」を「498」に、「3,444」を「3,418」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第8号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年横須賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第9条各号列記以外の部分中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第9号

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第1条 コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第14条第4号中「第8条第1項ただし書」を「第11条第1項ただし書」に改め、同条を第17条とする。

第13条を第16条とし、第9条から第12条までを3条ずつ繰り下げる。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第12条及び第15条」を「第15条及び第18条」に改め、同条を第11条とする。

第7条を第10条とし、第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（指定管理者の指名）

第5条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、あらかじめ適当と認めるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の申請）

第6条 前条の指名を受けたものは、指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 規則で定める図書等

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合は、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、申請したものがセンターの設置の目的を最も効果的に達成できると認めるときは、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの適切な維持及び管理を行うとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理及び業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

附則第3項を削る。

別表第1中「（第5条、第7条、第8条関係）」を「（第8条、第10条、第11条関係）」に改める。

別表第2中「（第9条第1項関係）」を「（第12条第1項関係）」に改める。

第2条 コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第 8 条の見出しを「（使用者の範囲）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する団体のセンターの使用を妨げない場合であって、センターの管理上支障がないときは、個人にもセンターを使用させることができる。

別表第 1 池上コミュニティセンターの項中「学習室」を「学習室 研修室 1 研修室 2 娯楽室 1 娯楽室 2 大広間 プレイルーム」に改め、同表武山コミュニティセンターの項中「学習室」を「学習室 プレイルーム」に改める。

別表第 2 第 1 項の表中

使用料（1 時間 当たり）
円 600
200
200
200
200
200
200
300
300
300
600
200
200
100
200
300
300
300
900
200
400
300
200
200
300
600
200
100
300
600
200
100
100
200
300
600
900

使用料（1 時間当たり）	
市 内	市 外
円 600	円 1,200
200	400
200	400
200	400
200	400
200	400
300	600
300	600
300	600
600	1,200
200	400
200	400
100	200
200	400
300	600
300	600
300	600
900	1,800
200	400
400	800
300	600
200	400
200	400
300	600
600	1,200
200	400
100	200
300	600
600	1,200
200	400
100	200
100	200
200	400
300	600
900	1,800

200	200	400
300	300	600
100	100	200
300	300	600
300	300	600
600	600	1,200
200	200	400
200	200	400
300	300	600
600	600	1,200
200	200	400
300	300	600
900	900	1,800
500	500	1,000
100	100	200
100	100	200
200	200	400
200	200	400
100	100	200
100	100	200
200	200	400
200	200	400
300	300	600
300	300	600
100	100	200
900	900	1,800
300	300	600
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
300	300	600
600	600	1,200
100	100	200
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
500	500	1,000
100	100	200
100	100	200
100	100	200
300	300	600
300	300	600
600	600	1,200
100	100	200
100	100	200

を に

300	300	600
100	100	200
300	300	600
600	600	1,200
200	200	400
200	200	400
400	400	800
100	100	200
200	200	400
300	300	600
300	300	600
200	200	400
900	900	1,800
300	300	600
200	200	400
200	200	400
600	600	1,200
300	300	600
200	200	400
200	200	400
300	300	600
600	600	1,200
300	300	600
200	200	400
200	200	400
300	300	600
600	600	1,200
300	300	600
200	200	400
200	200	400
300	300	600
300	300	600
100	100	200
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
300	300	600
200	200	400
100	100	200
300	300	600
200	200	400
900	900	1,800
100	100	200
200	200	400
100	100	200
100	100	200

300	300	600
300	300	600
900	900	1,800
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
200	200	400
300	300	600
300	300	600
300	300	600

改め、同表第2項の表中

使用料（1時間 当たり）	を	使用料（1時間当たり）	
		市 内	市 外
		円 600	円 1,200
		200	400
200		200	400

改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 市内とは、使用者が団体である場合又は使用者が個人であって次の各号のいずれかに該当するものである場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用者が個人であって前項各号のいずれにも該当しないものである場合をいう。

第3条 コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分及び第2号中「職員」を「者」に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条各号列記以外の部分中「市長」を「市長及び指定管理者」に改め、同条第4号中「第11条第1項ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「市長」の次に「（池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者）」を加え、同条を第17条とする。

第15条中「市長」の次に「（池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者）」を加え、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第15条及び第18条」を「第16条及び第19条」に改め、「市長」の次に「（池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者）」を加え、同項第6号中「市長」を「市長又は指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「市長及び指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「市長」の次に「（池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者）」を加え、同条を第11条とする。

第9条第2項中「臨時に」の次に「池上コミュニティセンター以外のセンターの」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項

の規定にかかわらず、市長の承認を得て、臨時に池上コミュニティセンターの休館日を変更し、又は設けることができる。

第9条を第10条とする。

第8条第2項中「市長」の次に「(池上コミュニティセンターにあっては、指定管理者)」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 次に掲げる池上コミュニティセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(1) 池上コミュニティセンターの使用の許可に関すること。

(2) 池上コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

別表第1中「(第8条、第10条、第11条関係)」を「(第9条、第11条、第12条関係)」に改める。

別表第2中「(第12条第1項関係)」を「(第13条第1項関係)」に改める。

第4条 コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「指名」を「公募」に改め、同条中「あらかじめ適当と認めるものを指名することができる」を「公募するものとする」に改める。

第7条第1項中「前条の指名を受けた」を「指定管理者の指定を受けようとする」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「場合」を「とき」に、「ものが」を「ものうち」に、「ときは、」を「ものを」に改める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は令和4年10月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後のコミュニティセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

3 第3条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前のコミュニティセンター条例第11条の規定により池上コミュニティセンターの使用許可を受けている者は、第3条の規定による改正後のコミュニティセンター条例第12条の規定による池上コミュニティセンターの使用許可を受けたものとみなす。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第11号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第5第1項第2号イ(イ)中「2,300円」を「4,300円」に改め、同号イ(ウ)中「その他」を「(ア)及び(イ)以外」に改め、同号ウ中「除く。」10キログラムまでごとに150円を「除く。」に改め、同号ウに次のように加える。

(ア) スプリングマットレスを含むもの 10キログラムまでごとに150円及びスプリングマットレス1個につき2,000円を合算した額

(イ) (ア)以外のもの 10キログラムまでごとに150

円

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

産業交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第12号

産業交流プラザ条例の一部を改正する条例

第1条 産業交流プラザ条例(平成5年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表交流サロンの項の次に次のように加える。

小会議室	1時間につき	300
------	--------	-----

第2条 産業交流プラザ条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第11条第1項関係)

施 設	使用料(1時間当たり)	
	市 内	市 外
特別会議室	円 1,070	円 1,610
第1会議室	1,040	1,560
第2会議室	730	1,100
第3会議室	460	690
第4会議室	1,050	1,580
第5会議室	670	1,010
第1研修室	2,070	3,110
第2研修室	1,650	2,480
交流サロン	1,150	1,730
小会議室	300	450
有料コワーキングスペース	100	150
上記以外の施設(指定管理者が必要と認める場合に限り。)	1平方メートルにつき 10	1平方メートルにつき 20

別表備考に関する部分中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者

2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の産業交流プラザ条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

勤労福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第13号

勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

勤労福祉会館条例（平成3年横須賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

区 分	使用料	使用料 (1時間当たり)	
		市 内	市 外
1時間につき	円 1,530	円 1,530	円 2,300
1時間につき	1,170	1,170	1,760
1時間につき	670	670	1,010
1時間につき	540	540	810
1時間につき	430	430	650
1時間につき	1,050	1,050	1,580

改め、同表備考に関する部分中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

別表第2項の表を次のように改める。

2 トレーニング室使用料

施 設	区 分	使用料（1時間当たり）	
		市 内	市 外
トレーニング室	午前	各区分ごとに1人につき 260円	各区分ごとに1人につき 390円
	午後		
	夜間		

備考

- 1 使用料については、前項の表備考に関する部分第1項及び第2項の規定を適用する。
- 2 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の勤労福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第14号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和43年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市池上4丁目6番1号の項及び横須賀市武3丁目5番1号の項を削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「横須賀市立池上青少年の家及び横須賀市立武山青少年の家」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「及び第2項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、

同条第7項を同条第6項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条第2項関係）

区 分		使用料（1時間当たり）	
		市 内	市 外
専用使用	ホール	円 1,200	円 1,800
	音楽室	400	600
	会議室	400	600
	小会議室	300	450
	美術室	400	600
	和室	300	450

備考

- 1 市内とは、使用する者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用する者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の青少年の家条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 青少年の家条例の一部を改正する条例（令和3年横須賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分を改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り、第7項を第5項とし、同条を第4条とし、同条の次に1条を加える改正規定中「自然の家、横須賀市立池上青少年の家」を「横須賀市立池上青少年の家」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削り、第7項を第5項を「（自然の家を除く。）」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削り、第6項を第4項」に改める。

総合福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第15号

総合福祉会館条例の一部を改正する条例

総合福祉会館条例（平成5年横須賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

使用料（1時間につき）	使用料（1時間当たり）	
	市 内	市 外
円 1,890	円 1,890	円 2,840
380	380	570
380	380	570
380	380	570
860	860	1,290
510	510	770
610	610	920

610	610	920
740	740	1,110
610	610	920
1,540	1,540	2,310
3,550	3,550	5,330
1,180	1,180	1,770

改め、同表備考に関する部分を次のように改める。

備考

- 1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。
- 3 ホールの使用料には、控室の使用分を含み、第1音楽室の使用料には、準備室の使用分を含む。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の総合福祉会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第16号

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

老人デイサービスセンター条例（平成5年横須賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市ハイランド2丁目41番1号の項を削る。

第8条第1項第2号中「（横須賀市立栗田老人デイサービスセンターにあっては12月31日）」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第17号

老人福祉センター条例の一部を改正する条例

老人福祉センター条例（昭和44年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横須賀市池上4丁目6番1号の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第18号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条の3各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の2各号列記以外の部分中「第19条の2」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の6中「前条（」を「前条の賦課額（」に、「同じ。）の賦課額」を「同じ。）」に改める。

第19条中「又は次条第1項」の次に「若しくは第19条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

第19条の2の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の規定により算定した被保険者均等割の額（同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。）（前条の規定により減額する場合にあっては、同条の規定により減額した額）から、当該額に10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を控除して得た額とする。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する被保険者均等割額を決定したときについて準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは「前項」と、「保険料率」とあるのは「被保険者均等割額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の7」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の7第3項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第19条の3の規定は、令和4年度分の国民健康保険料から適用し、令和3年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

体育会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第19号

体育会館条例の一部を改正する条例

体育会館条例（昭和29年横須賀市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号ア（ア）中「平日」の次に「（登録団体に限る。）」を加え、同号ア（イ）中「休日」の次に「（登録団体に限る。）」を加え、同号ア（イ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（ア）の次に次のように加える。

（イ）平日（登録団体を除く。）

施設	区分	床区分					全 日
		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	
	1 / 3	円 4,400	円 5,860	円 4,400	円 10,260	円 10,260	円 14,660

第1競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1/2	6,600	8,800	6,600	15,400	15,400	22,000
				2/3	8,800	11,740	8,800	20,540	20,540	29,340
			上記以外	入場料を徴収する場合	全 面	13,200	17,600	13,200	30,800	30,800
		39,600				52,800	39,600	92,400	92,400	132,000
		入場料を徴収しない場合		39,600		52,800	39,600	92,400	92,400	132,000
		営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	118,800	158,400	118,800	277,200	277,200	396,000	
178,200	237,600			178,200	415,800	415,800	594,000			
第2競技場	体育・スポーツを目的	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1/2	3,140	4,200	3,140	7,340	7,340	10,480
				全 面	6,300	8,360	6,300	14,660	14,660	20,960
		入場料を徴収する場合	18,860		25,140	18,860	44,000	44,000	62,860	
		営利を目的とする場合	84,850		113,150	84,850	198,000	198,000	282,850	
第1体育室				3,540	4,720	3,540	8,260	8,260	11,800	
第2体育室				2,500	3,360	2,500	5,860	5,860	8,360	
第3体育室										
第4体育室										

別表第1項第1号アに次のように加える。

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設				区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
床区分					円	円	円	円	円	円
第1競技場	営利を目的としない場合	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1/3	5,240	7,120	5,240	12,360	12,360	17,600
				1/2	7,860	10,700	7,860	18,560	18,560	26,420
				2/3	10,480	14,220	10,480	24,700	24,700	35,180
		上記以外	入場料を徴収する場合	全 面	15,700	21,380	15,700	37,080	37,080	52,780
					47,140	64,100	47,140	111,240	111,240	158,380
					47,140	64,100	47,140	111,240	111,240	158,380
		営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	141,440	192,320	141,440	333,760	333,760	475,200	
				212,150	288,510	212,150	500,660	500,660	712,810	
第2	体育・ス	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1/2	3,760	5,040	3,760	8,800	8,800	12,560
				全	7,540	10,060	7,540	17,600	17,600	25,140

競技場	ポーツを目的	入場料を徴収する場合	面	22,640	30,160	22,640	52,800	52,800	75,440
		営利を目的とする場合		101,830	135,770	101,830	237,600	237,600	339,430
第1体育室				4,240	5,680	4,240	9,920	9,920	14,160
第2体育室									
第3体育室				3,140	4,200	3,140	7,340	7,340	10,480
第4体育室									

別表第1項第1号イの表中

使用料	使用料	
	市内	市外
小学生及び中学生 1回につき 回数券(11回分) 1,200円	小学生及び中学生 1回につき 回数券(11回分) 1,200円	小学生及び中学生 1回につき 回数券(11回分) 240円
15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 回数券(11回分) 2,600円	15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 回数券(11回分) 2,400円	15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 回数券(11回分) 520円
		2,600円
		5,200円

	び休日		び休日	
円	円	円	円	
1,440	1,750	2,880	3,500	に改め、同項
4,420	5,250	8,840	10,500	
340	410	680	820	
1,020	1,220	2,040	2,440	
220	260	440	520	
650	780	1,300	1,560	

第3号アの表中

使用料	使用料	
	市内	市外
円	円	円
2,300	2,300	4,600
2,300	2,300	4,600
2,300	2,300	4,600

に改め、同項第2号の表中	平日	土曜日、日曜日及び休日	を
	円	円	
	1,440	1,750	
	4,420	5,250	
	340	410	
	1,020	1,220	
	220	260	
	650	780	

号イの表中

使用料	使用料	
	市内	市外
円	円	円
200	200	400
2,000	2,000	4,000
400	400	800
4,000	4,000	8,000

表第2項第1号ア(ア)中「平日」の次に「(登録団体に限る。)」を加え、同号ア(イ)中「休日」の次に「(登録団体に限る。)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。
(イ) 平日(登録団体を除く。)

市内		市外	
平日	土曜日、日曜日及び休日	平日	土曜日、日曜日及び休日

施設	床区分	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		1/2	円	円	円	円	円	円
競技場	入場料を徴収しない場合	全	3,580	4,840	3,580	8,420	8,420	12,000
		面	7,160	9,640	7,160	16,800	16,800	23,960
	入場料を徴収する場合	面	21,440	28,980	21,440	50,420	50,420	71,860
小体育室			2,800	3,880	2,800	6,680	6,680	9,480

別表第2項第1号アに次のように加える。

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設		床区分	区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
				円	円	円	円	円	円
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	4,220	5,660	4,220	9,880	9,880	14,100
			全	8,400	11,320	8,400	19,720	19,720	28,120
		入場料を徴収する場合	面	25,220	34,020	25,220	59,240	59,240	84,460
小 体 育 室				3,440	4,540	3,440	7,980	7,980	11,420

別表第2項第1号イの表中

午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券(11回分) 1,200円 15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 260円 回数券(11回分) 2,600円		

を

使用料
円 2,300
2,300
2,300

を

使用料	
市 内	市 外
円 2,300	円 4,600
2,300	4,600
2,300	4,600

に改め、同

号イの表中

市 内			市 外		
午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券(11回分) 1,200円 15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 260円 回数券(11回分) 2,600円			各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 240円 回数券(11回分) 2,400円 15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 520円 回数券(11回分) 5,200円		

に

使用料
円 200
2,000
400
4,000

を

使用料	
市 内	市 外
円 200	円 400
2,000	4,000
400	800
4,000	8,000

に改め、同

表第3項第1号ア(ア)中「平日」の次に「(登録団体に限る。)」を加え、同号ア(イ)中「休日」の次に「(登録団体に限る。)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。
(イ) 平日(登録団体を除く。)

改め、同項第2号アの表中

施設		床区分	区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
				円	円	円	円	円	円
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	3,560	4,840	3,560	8,400	8,400	11,960
			1 / 2	5,340	7,220	5,340	12,560	12,560	17,900
			2 / 3	7,120	9,640	7,120	16,760	16,760	23,880
		全	面	10,700	14,460	10,700	25,160	25,160	35,860
			面	32,060	43,380	32,060	75,440	75,440	107,500
上記以外	入場料を徴収しない場合	面	32,060	43,380	32,060	75,440	75,440	107,500	
小 体 育 室				2,800	3,880	2,800	6,680	6,680	9,480

別表第3項第1号アに次のように加える。

(エ) 土曜日、日曜日及び休日（登録団体を除く。）

施設	床区分	区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	
			円	円	円	円	円	円	
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 3	4,200	5,660	4,200	9,860	9,860	14,060
			1 / 2	6,300	8,480	6,300	14,780	14,780	21,080
			2 / 3	8,380	11,300	8,380	19,680	19,680	28,060
		全	12,560	16,980	12,560	29,540	29,540	42,100	
	上記以外	入場料を徴収する場合	全	37,700	50,920	37,700	88,620	88,620	126,300
			面	37,700	50,920	37,700	88,620	88,620	126,300
小 体 育 室			3,440	4,540	3,440	7,980	7,980	11,420	

別表第3項第1号イの表中

午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券（11回分） 1,200円 15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 260円 回数券（11回分） 2,600円		

を

小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券（11回分） 1,200円
15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 260円 回数券（11回分） 2,600円

を

1回につき	1回につき
120円 回数券（11回分） 1,200円	240円 回数券（11回分） 2,400円
15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 260円 回数券（11回分） 2,600円	15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 520円 回数券（11回分） 5,200円

市 内			市 外		
午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券（11回分） 1,200円 15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 260円 回数券（11回分） 2,600円			各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 240円 回数券（11回分） 2,400円 15歳以上の者（中学生を除く。） 1回につき 520円 回数券（11回分） 5,200円		

に

に改め、同項第3号アの表中

使 用 料
円 2,300
2,300
2,300

を

使 用 料	
市 内	市 外
円 2,300	円 4,600
2,300	4,600
2,300	4,600

に改め、同

改め、同項第2号アの表中

使 用 料
円 580
580
580

を

使 用 料	
市 内	市 外
円 580	円 1,160
580	1,160
580	1,160

に改め、同

号イの表中

使 用 料

使 用 料	
市 内	市 外
小学生及び中学生	小学生及び中学生

号イの表中

使 用 料
円 200
2,000
400
4,000

を

使 用 料	
市 内	市 外
円 200	円 400
2,000	4,000
400	800
4,000	8,000

に改め、同

表第4項第1号ア（ア）中「平日」の次に「（登録団体に限る。）」を加え、同号ア（イ）中「休日」の次に「（登録団体に限る。）」を加え、同号ア（イ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（ア）の次に次のように加える。

(イ) 平日 (登録団体を除く。)

施設 床区分			区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 3,580	円 4,840	円 3,580	円 8,420	円 8,420	円 12,000
			全 面		7,160	9,640	7,160	16,800	16,800
	上記以外	入場料を徴収する場合			21,440	28,980	21,440	50,420	50,420
				21,440	28,980	21,440	50,420	50,420	71,860
小 体 育 室				2,800	3,880	2,800	6,680	6,680	9,480

別表第4項第1号アに次のように加える。

(エ) 土曜日、日曜日及び休日 (登録団体を除く。)

施設 床区分			区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
競 技 場	体育・スポーツを目的	入場料を徴収しない場合	1 / 2	円 4,220	円 5,660	円 4,220	円 9,880	円 9,880	円 14,100
			全 面		8,400	11,320	8,400	19,720	19,720
	上記以外	入場料を徴収する場合			25,220	34,020	25,220	59,240	59,240
				25,220	34,020	25,220	59,240	59,240	84,460
小 体 育 室				3,440	4,540	3,440	7,980	7,980	11,420

別表第4項第1号イの表中

午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券(11回分) 1,200円		
15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 260円 回数券(11回分) 2,600円		

を

使用料
円 2,300
2,300
2,300

を

使用料	
市 内	市 外
円 2,300	円 4,600
2,300	4,600
2,300	4,600

に改め、同

号イの表中

市 内			市 外		
午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 120円 回数券(11回分) 1,200円			各区分ごとに 小学生及び中学生 1回につき 240円 回数券(11回分) 2,400円		
15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 260円 回数券(11回分) 2,600円			15歳以上の者(中学生を除く。) 1回につき 520円 回数券(11回分) 5,200円		

に

使用料
円 200
2,000
400
4,000

を

使用料	
市 内	市 外
円 200	円 400
2,000	4,000
400	800
4,000	8,000

に改め、同

表第5項の表中

使用料
円 2,800
5,900

を

使用料	
市 内	市 外
円 2,800	円 5,600
5,900	11,800

に改め、同

改め、同項第2号アの表中

表備考に関する部分中第10項を第13項とし、第5項から第9項までを3項ずつ繰り下げ、第8項の前に次の2項を加える。

- 6 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
 - (4) 登録団体であって、代表者が前3号のいずれかに該当する者であるもの
- 7 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

別表備考に関する部分中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 登録団体とは、別に定めるところにより指定管理者の登録を受けた団体をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の体育会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

保健所条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第20号

保健所条例等の一部を改正する条例

(保健所条例の一部改正)

第1条 保健所条例(昭和39年横須賀市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 使用料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額の100分の80に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

別表を削る。

(健康福祉センター条例の一部改正)

第2条 健康福祉センター条例(平成17年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健センター条例

第1条中「の規定により健康福祉センター」を「に規定する市町村保健センターとして、健康福祉センター及び健診センター」に改める。

第2条の見出し中「の配置」を削り、同条第1項表以外の部分中「(以下「センター」という。)」を削り、同条第2項中「各センター」を「各健康福祉センター」に改める。

第7条を第9条とし、同条の前に次の1項を加える。

(使用料)

第8条 健診センターの使用のうち別表に掲げるものについては、使用者から同表に定める使用料を徴収する。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるもののほか、前納しなければならぬ。

- 3 市長は、納付の資力がないと認める者その他特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「センター」を「健康福祉センター及び健診センター(以下「センター」という。)」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1項を加える。

(健診センター)

第3条 健診センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市西逸見町1丁目38番地11

名称 横須賀市健診センター

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条第1項関係)

- 1 成人健康診査 1回につき 1,250円
- 2 胸部検診エックス線写真撮影 1回につき 520円
- 3 エックス線写真デジタル映像化処理(本市から個別検診の委託を受けた者が依頼した場合に限る。) 1回につき 1,050円
- 4 大腸がん検診 1回につき 520円
- 5 子宮頸がん検診 1回につき 1,680円
- 6 乳がん検診 1回につき 420円
- 7 乳がん検診エックス線写真撮影 1回につき 1,250円
- 8 胃がんリスク検診(ペプシノゲン検査及びヘリコバクター・ピロリ抗体検査) 1回につき 1,360円
- 9 前立腺がん検診 1回につき 730円
- 10 骨密度検診 1回につき 1,050円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第21号

自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に改める。

第12条第1号中「1,500円」を「2,500円」に改め、同条第2号中「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。

第22条後段中「許可を必要とする使用、次条第1号に規定する定期使用の申込みを行うことができる者及び」を削る。

別表第2第1項の表を次のように改める。

自転車等駐車場	区 分		使用料		
			自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車	
追浜駅第1自転車等駐車場(屋上部分を除く。) 横須賀中央駅第1自転車等駐車場 横須賀中央駅第2自転車等駐車場 久里浜駅自転車等駐車場(屋上部分を除く。)	市内	学生	1月	2,200円	3,250円
			3月	6,160円	9,110円
	市内	一般	1月	2,450円	3,250円
			3月	6,850円	9,110円
	市外	学生	1月	3,300円	4,870円
			3月	9,240円	13,660円
一般		1月	3,670円	4,870円	
		3月	10,270円	13,660円	
追浜駅第2自転車等駐車場	市内	学生	1月	2,200円	—
			3月	6,160円	—
	市内	一般	1月	2,450円	—
			3月	6,850円	—
	学生	1月	3,300円	—	

	市外		3月	9,240	—	
	一般		1月	3,670	—	
			3月	10,270	—	
横須賀駅第1自転車等駐車場 横須賀駅第2自転車等駐車場 逸見駅自転車等駐車場 汐入駅第1自転車等駐車場 汐入駅第2自転車等駐車場 県立大学駅自転車等駐車場 堀ノ内駅自転車等駐車場 衣笠駅第1自転車等駐車場 北久里浜駅第1自転車等駐車場 北久里浜駅第2自転車等駐車場 北久里浜駅第3自転車等駐車場 京急大津駅自転車等駐車場 新大津駅自転車等駐車場 馬堀海岸駅自転車等駐車場 浦賀駅第1自転車等駐車場 浦賀駅第2自転車等駐車場 浦賀駅第3自転車等駐車場 YRP野比駅第1自転車等駐車場 YRP野比駅第2自転車等駐車場	市内	学生	1月	1,760	2,600	
			一般	3月	4,930	7,290
				1月	1,960	2,600
		3月		5,480	7,290	
		市外	学生	1月	2,640	3,900
				一般	3月	7,390
	1月				2,940	3,900
	3月		8,220		10,930	

			3月	5,760	7,650
北久里浜駅第4自転車等駐車場	市内	学生	1月	880	1,300
			3月	2,470	3,650
		一般	1月	980	1,300
	3月		2,740	3,650	
	市外	学生	1月	1,320	1,950
			3月	3,700	5,470
一般		1月	1,470	1,950	
	3月	4,110	5,470		

別表第2第2項の表中「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に改め、同表備考に関する部分中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者

2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定、第12条第2号の改正規定（「普通自動2輪車」を「普通自動二輪車」に改める部分に限る。）、別表第2第1項の表の改正規定（自転車等駐車場の項に係る部分に限る。）及び同表第2項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の自転車等の放置防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについては適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第22号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「興業」を「興行」に改める。

別表第3第1号ウの表業として行う映画の撮影又は興業の項中「興業」を「興行」に改め、同号エの表猿島公園の項中「本市」の次に「の区域内」を加え、同号オの表中

金 額	金 額	
	市 内	市 外
円 20,950 (14,400)	円 20,950 (14,400)	円 41,900 (28,800)
16,760 (11,520)	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)
16,760 (11,520)	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)
16,760 (11,520)	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)
16,760 (11,520)	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)

16,760 (11,520)	16,760 (11,520)	33,520 (23,040)	590	590	1,180
8,380 (5,760)	8,380 (5,760)	16,760 (11,520)	100	100	200
10,480	10,480	20,960	1,000	1,000	2,000
8,380	8,380	16,760	(28,380)	(28,380)	(56,760)
8,380	8,380	16,760	5,680	5,680	11,360
8,380	8,380	16,760	(34,270)	(34,270)	(68,540)
8,380	8,380	16,760	7,090	7,090	14,180
8,380	8,380	16,760	(56,770)	(56,770)	(113,540)
8,380	8,380	16,760	11,350	11,350	22,700
8,380	8,380	16,760	(6,710)	(6,710)	(13,420)
4,190	4,190	8,380	1,410	1,410	2,820
6,550	6,550	13,100	4,140	4,140	8,280
5,240	5,240	10,480	5,680	5,680	11,360
5,240	5,240	10,480	8,280	8,280	16,560
5,240	5,240	10,480	1,030	1,030	2,060
5,240	5,240	10,480	14,670	14,670	29,340
5,240	5,240	10,480	14,670	14,670	29,340
5,240	5,240	10,480	14,670	14,670	29,340
2,620	2,620	5,240	14,670	14,670	29,340
7,030	7,030	14,060	14,670	14,670	29,340
5,860	5,860	11,720	14,670	14,670	29,340
4,690	4,690	9,380	14,670	14,670	29,340
4,690	4,690	9,380	8,800	8,800	17,600
4,690	4,690	9,380	8,800	8,800	17,600
4,690	4,690	9,380	8,800	8,800	17,600
2,340	2,340	4,680	8,800	8,800	17,600
4,920	4,920	9,840	8,800	8,800	17,600
4,090	4,090	8,180	8,800	8,800	17,600
3,280	3,280	6,560	8,800	8,800	17,600
3,280	3,280	6,560	8,800	8,800	17,600
3,280	3,280	6,560	980	980	1,960
1,640	1,640	3,280	1,220	1,220	2,440
1,770	1,770	3,540	980	980	1,960
1,470	1,470	2,940	980	980	1,960
1,180	1,180	2,360	980	980	1,960
1,180	1,180	2,360	980	980	1,960
1,180	1,180	2,360	490	490	980
1,180	1,180	2,360	200	200	400
1,180	1,180	2,360	310	310	620
590	590	1,180	2,010	2,010	4,020
1,470	1,470	2,940	2,840	2,840	5,680
1,180	1,180	2,360	1,990	1,990	3,980
1,180	1,180	2,360	100	100	200
1,180	1,180	2,360	3,350	3,350	6,700
1,180	1,180	2,360	5,030	5,030	10,060
1,180	1,180	2,360	1,990	1,990	3,980

を

に改め、同

260	260	520
160	160	320
10,480	10,480	20,960
15,720	15,720	31,440
6,280	6,280	12,560
9,430	9,430	18,860
260	260	520
160	160	320
10,480	10,480	20,960
15,720	15,720	31,440
6,280	6,280	12,560
9,430	9,430	18,860

表室内投球場の項中

「

2,100

」を「

2,100	4,200
-------	-------

」に改め、同

表ドッグラン広場の項中

本市に住所を有する者	1頭1年につき	2,100
上記以外の者	1頭1年につき	4,190

を

「

1頭1年につき	2,100	4,190
---------	-------	-------

」に

改め、同表中

840	840	1,680
320	320	640
210	210	420
210	210	420

を

表備考に関する部分中第7項を第9項とし、第1項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者（ドッグラン広場の使用者にあっては、第1号に該当する者）である場合をいう。
 - 本市の区域内に住所を有する者
 - 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者（ドッグラン広場の使用者にあっては、同項第1号に該当しない者）である場合をいう。

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第9条第1項第3号の改正規定及び別表第3第1号ウの表業として行う映画の撮影又は興業の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

有料広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第23号

有料広場条例の一部を改正する条例
有料広場条例（平成29年横須賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

金 額		金 額	
	円	市 内	市 外
1,470	1,470	円 1,470	円 2,940
1,180	1,180	1,180	2,360
1,180	1,180	1,180	2,360
1,180	1,180	1,180	2,360
1,180	1,180	1,180	2,360
590	590	1,180	1,180

を

表備考に関する部分中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - 本市の区域内に住所を有する者
 - 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の有料広場条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

横須賀港湾湾施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第24号

横須賀港湾湾施設使用条例の一部を改正する条例

横須賀港湾湾施設使用条例（昭和28年横須賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

計量機	内国貨物	
	1回使用までごとに	500円
	外国貨物	
	1回使用までごとに	1,100円
ただし、執務時間外に計量機を使用する場合は、その料金の額に5割を加算する。		

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市条例第25号

横須賀市漁港管理条例の一部を改正する条例

横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2船舶保管施設の項を次のように改める。

船舶保管施設	市 内	1 そう 1月 20,950円
	市 外	1 そう 1月 31,430円

別表第2備考に関する部分中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同部分に第1項及び第2項として次の2項を加える。

- 1 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者
 - (2) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 2 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の横須賀市漁港管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。

~~~~~  
横須賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第26号

横須賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例

横須賀市屋外広告物条例（平成12年横須賀市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「有さないもの」の次に「又は建築物等に光で投影する方法により表示される広告物（以下「投影広告物」という。）に該当しないもの」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 公益性があり、まちの活性化等に資する行事、催物等のために表示する投影広告物のうち、次の各号のいずれにも該当するものについては、別表第2に定める第2種許可地域及び第3種許可地域に限り、第6条及び第9条の規定は適用しない。

- (1) 表示期間がおおむね14日以内のものであること。
- (2) 営利を目的とする広告等（以下この号において「企業広告等」という。）を表示する投影広告物にあっては、企業広告等の表示時間が当該投影広告物の表示時間の3分の1以下であり、かつ、企業広告等の表示時間が5分以下であるものであること。
- (3) 市長に事前に届出をしたものであること。

第16条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又は広告物等の所有者若しくは占有者」を加える。

別表第3建築物を利用するものの項中「1平方メートル以内とする」を「1平方メートル以内とすること」に、

- 「
- 1 高さは、地上から5メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の2階窓下以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。
  - 2 一建築物の一壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とすること。
  - 3 壁面の端からはみ出さないこと。
  - 4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。

- 1 高さは、地上から5メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の2階窓下以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。

- 2 一建築物の一壁面についての表示面積は、10平方メートル以内とすること。
- 3 壁面の端からはみ出さないこと。
- 4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。

- 1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の3階窓下以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）及びビル名称等については、この限りでない。

- 2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。

- 3 壁面の端からはみ出さないこと。
- 4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。

- 5 電光表示装置については次の基準によること。

- (1) 道路上には突出しないこと。
- (2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5平方メートル以内とする。
- (3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10平方メートル以内とする。
- (4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15平方メートル以内とする。
- (5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。

- (6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とする。

を

- 1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の3階窓下以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外に表示するものうち、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 広告幕（昇降装置のあるものに限る。）
- (2) ビル名称等

- (3) 第33条の規定により広告協定建築物に認定された建築物に、当該協定を締結した店舗、営業所、事業所（以下「店舗等」という。）が店舗等名称を表示するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 形状、面積を統一し、集合して表示する場合は、一店舗等につき2平方メートル以内のもの

イ 形状、面積を統一し、設置位置を縦方向にそろえて表示する場合は、各階につき2平方メートル以内のもの

- 2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| <p>メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15平方メートル以内とすること。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とすること。</p> <p>(6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p> | <p>30メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、小さい方の面積以内とすること。</p> <p>(6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p>                                                                                                                                                                           | <p>に、</p> |
| <p>1 高さは、地上から5メートル以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>1 高さは、地上から10メートル以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外の建築物に表示するものうち、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 広告幕（昇降装置のあるものに限る。）</p> <p>(2) ビル名称等</p> <p>(3) 第33条の規定により広告協定建築物に認定された建築物に、当該協定を締結した店舗、営業所又は事業所（以下「店舗等」という。）が店舗等の名称を表示するもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 形状及び面積を統一し、集合して表示する場合は、一店舗等につき2平方メートル以内のもの</p> <p>イ 形状及び面積を統一し、設置位置を縦方向にそろえて表示する場合は、各階につき2平方メートル以内のもの</p>                                                            |           |
| <p>1 高さは、地上から5メートル以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           |
| <p>1 高さは、地上から10メートル以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外の建築物に表示する広告幕（昇降装置のあるものに限る。）及びビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと。</p> <p>5 電光表示装置及び投影広告物については、次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え</p>                                                          | <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部を塞がないこと。</p> <p>5 電光表示装置及び投影広告物については、次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、小さい方の面積以内とすること。</p> |           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>(6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p> <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> | を  | <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> <p>(6) 一建築物につきその表示面積の合計は、30平方メートル以内とする。</p>                                                                                                                                                    | を      |
| <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置及び投影広告物については、次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、20平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、小さい方の面積以内とすること。</p> | を、 | <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置及び投影広告物については、次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、20平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、小さい方の面積以内とすること。</p> <p>(6) 一建築物につきその表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> | に、「電光表 |
| <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    | <p>示装置は設置しない」を「電光表示装置及び投影広告物は、設置し、又は投影しない」に改め、同表広告塔及び広告板の項中「電光表示装置については次」を「電光表示装置及び投影広告物については、次」に、「設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル」を「設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面5平方メートル」に、「10平方メートル以内とする」を「、10平方メートル以内とすること」に、「設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル」を「設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、1面10平方メートル」に、「20平方メートル以内とする」を「、20平方メートル以内とすること」に、「設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル」を「設置し、又は投影する場合は、その表示</p>                                                                                                                                                                                                 |        |

面積は、1面15平方メートル」に、「30平方メートル以内とする」を「、30平方メートル以内とすること」に、「設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする」を「設置し、又は投影する場合は、その表示面積は、小さい方の面積以内とすること」に、「電光表示装置を有する広告物等の設置は2基以内とする」を「電光表示装置又は投影広告物を有する広告物等の設置及び投影は、2基以内とすること」に改め、同表電車、自動車等の移動するものの外面を利用するもの項を次のように改める。

|                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>下記以外のもの</p>                                        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>2 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面につき表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</li> <li>4 自動車等のタイヤ及びホイールには、表示しないこと。</li> <li>5 広告車に表示する場合は、1から3までの基準は、適用しない。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>電車の外面を利用するもの</p>                                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、屋根には、表示しないこと。</li> <li>2 一の車体につき1件とすること。</li> <li>3 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</li> <li>4 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</li> <li>5 電光表示装置等の映像を映し出す装置は、掲出しないこと。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>電車、自動車等の移動するものの外面を利用するもの</p> <p>路線バスの外面を利用するもの</p> | <p>第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 又は2のいずれかの基準によること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の基準によること。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>(2) 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面につき表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</li> </ol> </li> <li>(3) 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</li> <li>(4) タイヤ及びホイールには、表示しないこと。</li> </ol> </li> <li>2 次の基準によること。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>(2) 車体の窓下における一の外面の図柄の面積は、当該外面の面積の2分の1以下とすること。</li> <li>(3) 車体の窓上における表示は、地色1色とすること。</li> <li>(4) 地色は、マンセル値R、RP、YR又はYに属する色については彩度5以下とし、そ</li> </ol> </li> </ol> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>他の色については彩度3以下とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(5) 一の車体につき1件とすること。</li> <li>(6) 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</li> <li>(7) タイヤ及びホイールには、表示しないこと。</li> <li>(8) 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</li> <li>(9) 電光表示装置その他自動車等の運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、掲出しないこと。</li> </ol> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第3備考に関する部分第3項中「及び電光表示装置」を「、電光表示装置及び投影広告物」に、「設置できない」を「設置又は投影をすることができない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第27号

消防団条例の一部を改正する条例

消防団条例（昭和39年横須賀市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（報酬）」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第14条第3項中「の鎮圧、警戒及び訓練等に」を「を鎮圧するため」に、「費用弁償として別表第3」を「出勤報酬として別表第2」に改め、同条第4項を削る。

第16条を第17条とする。

第15条の見出しを「（任用等の特例）」に改め、同条前段中「、定年」を削り、「及び報酬」を「並びに報酬及び費用弁償」に、「及び第2号、第9条第1項、第12条並びに別表第1」を「、第12条、第14条第2項及び第3項、前条第1項並びに別表第1から別表第3まで」に改め、同条後段中「報酬」の次に「及び費用弁償の額」を加え、「同表」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1項を加える。

（費用弁償）

第15条 消防団員が警戒、訓練、点検整備、会議等の職務に従事したときは、費用弁償として別表第3に定める額を支給する。

2 前項に規定するもののほか、消防団員の旅費（市内に出張するときの旅費を除く。）の支給については、横須賀市旅費支給条例（昭和22年横須賀市条例第19号）の規定を準用する。この場合において、消防団員は、同条例別表第1に規定する8級から1級までの職務にある者とみなす。

別表第1中「（第14条第1項関係）」を「（第14条第2項、第16条関係）」に、「37,000」を「38,000」に、「35,000」を「36,500」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第14条第3項、第16条関係）

| 区 分                       | 報酬額（1回当たり） |
|---------------------------|------------|
| 1回の出勤に係る活動時間が4時間以内        | 5,000円     |
| 1回の出勤に係る活動時間が4時間を超え24時間まで | 8,000円     |

備考 1回の出勤に係る活動時間が連続して24時間を超

えた場合は、24時間を経過するごとに再度出動があったものとみなし、24時間までごとに区分に応じ、当該区分に定める額を合計した額を支給するものとする。

別表第3（第15条第1項、第16条関係）

| 区 分          | 費用弁償の額<br>(1回当たり) |
|--------------|-------------------|
| 警戒のため出動したとき  | 2,500円            |
| 訓練等のため出動したとき | 2,500円            |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第28号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償条例（昭和32年横須賀市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項ただし書を削る。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に担保に供されている公務災害補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第29号

生涯学習センター条例の一部を改正する条例

生涯学習センター条例（平成12年横須賀市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条第2項関係）

| 施 設       | 使用料（1時間当たり） |            |
|-----------|-------------|------------|
|           | 市 内         | 市 外        |
| 市民ホール     | 円<br>1,650  | 円<br>3,300 |
| パソコン研修室   | 380         | 760        |
| 大学習室      | 1,680       | 3,360      |
| 第1学習室A    | 510         | 1,020      |
| 第1学習室B    | 970         | 1,940      |
| 第2学習室     | 970         | 1,940      |
| 第3学習室     | 590         | 1,180      |
| ミーティングルーム | 740         | 1,480      |
| 和室        | 380         | 760        |
| 調理講習室     | 530         | 1,060      |
| 美術工芸室     | 610         | 1,220      |
| 音楽室       | 750         | 1,500      |

備考

- 市内とは、使用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合をいう。
  - 本市の区域内に住所を有する者
  - 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- 本市の区域内に存する学校に在学する者
- 市外とは、使用者が前項各号のいずれにも該当しない者である場合をいう。

附 則

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の生涯学習センター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前に使用の許可の申請があったものについては、なお従前の例による。